

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国
政府との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
三	協定の実施のための国内措置	四

一 概説

1 協定の成立経緯

大韓民国は原子力の平和的利用を積極的に推進し、原子力発電所の更なる増設を図っているところ、今後、我が国と大韓民国との間で原子力関連資機材及び技術の移転が増加することが予想されたことから、平成二十一年（一九九九年）一月、日韓首脳会談において、両首脳は、原子力協定の締結交渉を開始することで一致した。両政府は、同年七月の第一回交渉以降、計五回にわたる交渉を行い、その後、外交ルートを通じて調整を行った結果、この協定の案文につき最終的な合意をみるに至ったので、平成二十二年（二〇一〇年）十二月二十日に東京において、日本側前原外務大臣と韓国側権駐日大使との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定の締結により、我が国と大韓民国との間で長期間にわたって安定的に核物質、原子力関連資機材及び技術の移転することが可能となり、また、これらの平和的利用が法的に確保されることから、この協定を締結することは極めて有意義である。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文十六箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書及び議定書から成っており、その主要内容は次のとおりである。

- 1 この協定上、「認められた者」、「核物質」、「資材」、「設備」、「技術」、「開発」、「生産」、「使用」、「回収され又は副産物として生産された核物質」及び「公開の情報」は、それぞれ定義された意義を有する。（第一条）
- 2 この協定の下での協力は、軽水炉の設計、建設、運転、保守及び廃止、原子力の安全、放射性廃棄物の処理及び管理、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用等の分野において行うことができる。（第二条）
- 3 2の協力は、専門家の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。（第三条）
- 4 (1) この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。（第四条1）
- (2) この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のため

にも使用してはならない。(第四条2)

5 (1) 2及び3の協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、核物質等の供給に係る協力に

ついては、それぞれの締約国政府が国際原子力機関の保障措置の適用を受諾していることを必要とするものとする。(第五条1)

(2) 4の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定の適用を受ける。(第五条2)

6 両締約国政府は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が、これらの条約に基づく各締約国政府の国の既存の義務に従って遵守されることを確保する。(第六条)

7 (1) この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。(第七条1)

(2) この協定の適用を受ける核物質の国際輸送について、両締約国政府は、核物質の防護に関する条約が、同条約に基づく各締約国政府の国の既存の義務に従って遵守されることを確保する。(第七条2)

8 (1) この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外(供給締約国政府の国の管轄内を除く。)に移転され、又は再移転されない。(第八条1)

(2) (1)にかかわらず、回収され又は副産物として生産された核物質は、受領締約国政府等が第三国(両締約国政府が書面により合意するものに限る。)における原子力の平和的利用の分野における活動のために必要な取決めを行った後に、供給締約国政府の事前の同意を得ることなく受領締約国政府の国の管轄から当該第三国の管轄に移転することができる。(第八条2)

9 この協定の適用を受ける核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国政府の国の管轄内において、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント以上となるまで濃縮されず、又は再処理されない。(第九条)

10 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質等は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、

この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質等の移転に先立ち、移転される当該核物質等がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。(第十条)

11 この協定の適用を受ける核物質等は、この協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。(第十一条)

12 原子力の平和的利用の分野における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文による取極は、この協定が効力を生ずる日に終了する。(第十二条)

13 (1) 両締約国政府は、この協定の下での協力を調整することを目的として合同委員会を設立する。(第十三条1)

(2) この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。(第十三条2)

(3) この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉等によつて解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。(第十三条3)

14 (1) 日本国政府又は大韓民国政府は、それぞれ、大韓民国又は日本国について、この協定の一定の規定に対する違反をする場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。(第十四条1)

(2) 日本国政府又は大韓民国政府は、それぞれ、大韓民国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、(1)に規定する権利と同じ権利を有する。(第十四条2)

(3) いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、若しくはこの協定を終了させ、又はこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約国政府は、是正措置をとることを目的として協議し、適当な場合には、当該行動の影響及び原因となった事情が故意によるものか否かについて慎重に検討する。(第十四条3)

(4) いずれか一方の締約国政府は、(3)に規定する協議の後適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかった場合に限り、

第十四条の規定に基づく権利を行使するものとする。(第十四条4)

(5) この協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利をいずれか一方の締約国政府が第十四条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府等に対して補償を行う。(第十四条5)

(6) いずれか一方の締約国政府は、第十四条の規定に基づいて権利を行使することが必要であると認める場合には、その決定を書面により他方の締約国政府に通報する。(第十四条6)

15 この協定は、両締約国政府の書面による合意によつて改正することができる。この協定の改正(この協定の附属書のみについての改正を除く。)は、各締約国政府により、当該改正に必要なそれぞれの国内手続に従つて承認されるものとする。(第十五条)

16 (1) この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。(第十六条1)

(2) この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。(第十六条2)

(3) 協力の停止又はこの協定の終了後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除き、引き続き効力を有する。(第十六条3)

17 附属書Aは資材及び設備とされるものを、また、附属書Bは協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

18 この協定は、この協定の署名後であつて、かつ、この協定の効力発生の日の前に供給締約国政府の許可に基づき日本国と大韓民国との間で移転される設備等にも適用する。(議定書)

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。